

制度	対象となる人	助成内容	申請に必要なもの	所得制限の有無
精神障害者(児) 精神科通院 医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級から2級で、自立支援医療(精神通院医療)の受給者	障害者自立支援法の規定による自立支援医療(精神通院医療)により費用の負担を受けている精神障害の医療にかかる自己負担分	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>自立支援医療受給者証(精神通院医療)</li> <li>所得証明書など</li> <li>マイナンバーのわかるもの</li> <li>本人確認書類</li> </ul>	有 滋賀県の定める所得制限
母子家庭 および 父子家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子が18歳未満の子を扶養しているときの母とその子</li> <li>配偶者のない男子が18歳未満の子を扶養しているときの父とその子</li> </ul>	保険診療の自己負担分 ただし、課税世帯の場合は次の一部負担が必要です。 (小・中学生は除く)  【通院】1診療報酬明細あたり500円 【入院】1日あたり1,000円(月額14,000円を上限)	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証(親子両方が必要)</li> <li>児童扶養手当認定通知書、遺族年金証書または母子(父子)家庭福祉医療証明書</li> <li>所得証明書など</li> <li>マイナンバーのわかるもの</li> <li>本人確認書類</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子が20歳未満の子(学生に限る)を扶養しているときの母とその子</li> <li>配偶者のない男子が20歳未満の子(学生に限る)を扶養しているときの父とその子</li> </ul>	保険診療の自己負担分 ただし、次の一部負担が必要です。  【通院】1診療報酬明細あたり500円 【入院】1日あたり1,000円(月額14,000円を上限)	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証(親子両方が必要)</li> <li>児童扶養手当認定通知書、遺族年金証書または母子(父子)家庭福祉医療証明書</li> <li>在学証明書</li> <li>所得証明書など</li> <li>マイナンバーのわかるもの</li> <li>本人確認書類</li> </ul>	

### ◆子育て支援をさらに充実させます◆

子育て家庭に対する支援の拡充として、新たに高校生等の入院費助成を行います。令和5年4月診療分より助成の対象となります。

申請には領収書の写しが必要となりますので、領収書の保管をお願いします。

制度	対象となる人	助成内容	申請に必要なもの	所得制限の有無
高校生等	高校生等	入院にかかる保険診療の自己負担すべて(通院は対象外となります。) *学校の管理下における負傷等の場合、日本スポーツ振興センター災害給付を学校を通じて申請してください。 【受付開始時期】 令和5年4月から(支払時期は10月以降となります。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書</li> <li>通帳</li> <li>マイナンバーのわかるもの</li> <li>本人確認書類</li> <li>高額療養費などの給付額が確認できる書類(該当する方のみ)</li> </ul>	無

#### 本人確認書類

- 1点必要…免許証、パスポート、個人番号カード、在留カードなど顔写真つきのもの
- 2点必要…健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書など

